

宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備)配分単価

(1)地域密着型サービス等整備助成事業及び(4)地域密着型サービス等整備助成事業(一徳総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
地域密着型サービス施設等の整備				
地域密着型特別養護老人ホーム	4,270千円以内	整備床数	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(1)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	53,400千円以内	施設数		
小規模な養護老人ホーム	2,270千円以内	整備床数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	4,270千円以内	整備床数		
都市型軽費老人ホーム	1,700千円以内	整備床数		
認知症高齢者グループホーム	32,000千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円以内	施設数		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円以内	施設数		
認知症対応型デイサービスセンター	11,300千円以内	施設数		
介護予防拠点	8,500千円以内	施設数		
地域包括支援センター	1,130千円以内	施設数		
生活支援ハウス	34,000千円以内	施設数		
緊急ショートステイの整備	1,130千円以内	整備床数		
施設内保育施設	11,300千円以内	施設数		
介護保険施設等の合築等				
地域密着型サービス施設等を合築・併設する	4,270千円以内(1.05を乗じた額)	整備床数		
地域密着型特別養護老人ホーム				
空き家を活用した整備				
認知症高齢者グループホーム	8,500千円以内	施設数		
小規模多機能型居宅介護事業所	8,500千円以内	施設数		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	8,500千円以内	施設数		
認知症対応型高齢者デイサービスセンター	8,500千円以内	施設数		

(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業及び(5)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業(一徳総活躍社会の実現に向けた緊急対策分)

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
定員29名以下の地域密着型施設等				
地域密着型特別養護老人ホーム	621千円以内	定員数	民間事業者が施設開設準備事業を実施するのに必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賞金、旅費、役員費、委託料	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
小規模な介護老人保健施設	621千円以内	定員数		
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	621千円以内	定員数		
認知症高齢者グループホーム	621千円以内	定員数		
小規模多機能型居宅介護事業所	621千円以内	定員数(借定員数)		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	621千円以内	定員数(借定員数)		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円以内	施設数		
都市型軽費老人ホーム	310千円以内	定員数		
小規模な養護老人ホーム	310千円以内	定員数		
施設内保育施設	3,100千円以内	施設数		

(3)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 区分	2 補助単価	3 単位	4 対象経費	5 補助額
既存施設のユニット化改修				
「個室→ユニット化」改修	1,130千円以内	整備床数	特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(第3条(3)の(ア)から(オ)までに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第1欄に定める施設等ごとに第2欄に定める補助単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額の合計額と、第4欄に定める対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額)を補助額とする。
「多居室→ユニット化」改修	2,270千円以内	整備床数		
○特別養護老人ホームのユニット化 ○介護老人保健施設のユニット化 ○介護療養型医療施設の改修により転換される次の ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム				
特別養護老人ホーム(多居室)のプライバシー保護のための改修	700千円以内	整備床数		
介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備				
・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,930千円以内	創設		
・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所	2,390千円以内	改築		
・生活支援ハウス ・高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている	964千円以内	改修		

附則

この要綱は、平成28年7月20日から施行し、平成28年度の予算に係る宮崎市地域医療介護総合確保基金事業費補助金から適用する。